



静岡労働局発表
平成30年10月23日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 稲川 忠久
賃金指導官 町田 真
(電話) 054-254-6315

平成30年度静岡県特定(産業別)最低賃金の改正を答申

～5業種について平成30年12月21日からの発効を予定～

静岡地方最低賃金審議会(会長 篠原^{しのはら} 光秋^{みつあき})は、平成30年10月22日までに、タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金など5業種の特定最低賃金について、静岡労働局長(高森^{たかもり} 洋志^{ひろし})に、現行の時間額よりそれぞれ16円～19円引き上げる旨の答申を行った(下表参照)。

同審議会は、同年8月7日に静岡労働局長から5業種の特定最低賃金の改正決定の諮問を受け、各特定最低賃金専門部会を設置し、慎重に審議を重ねた結果、下表を内容とする答申を取りまとめた。

これら特定最低賃金は、公示手続など所定の手続を経て決定され、効力発生日は同年12月21日(金)を予定している。

「特定最低賃金」とは、都道府県の特定の産業について設定されている最低賃金です。
関係労使の申出に基づき地方最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金(静岡県の場合、「静岡県最低賃金」のことです。)より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されています。

【静岡県特定最低賃金改正答申一覧表】

最低賃金の名称(産業名)	改正金額(時間額)	現行金額(時間額)	引上げ額	効力発生日
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	879円	862円	17円	平成30年 12月21日 (予定)
鉄鋼、非鉄金属製造業	916円	898円	18円	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	930円	911円	19円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	900円	882円	18円	
各種商品小売業	866円	850円	16円	

(参考) 「静岡県最低賃金」は、本年10月3日から時間額858円に改正されている。